

理事および監事、評議員、評議員選任・解任委員の費用弁償に関する規程

社会福祉法人 鷹羽会

(目 的)

第1条 この規定は社会福祉法人鷹羽会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員に対する報酬等の基準について次のとおりとする。

(費用弁償)

第2条 理事、監事が理事会、評議員が評議員会および、理事、監事、評議員がその他の会議に出席するときは、その費用を弁償する。また、評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席するときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は次のとおりとする。

(1) 理事会、評議員会およびその他法人が必要と認めた会議
1日 2,000円

3 監事が監事監査に出席するときは、その費用を弁償する。

(1) 1日 3,000円

(改 正)

第3条 この規定の改正は、理事会、評議員の議決を得て改正する。

(附 則)

この規定は、平成29年 3月 17日から 施行する。